

歯科技工海外委託問題についての 考え方、その局面

東京都歯科技工士協議会講演録 弁護士 川上詩朗先生

平成21年6月27日都技会館にて 出席者、協議会役員、都技役員、支部長ほか多数



訴訟に踏み切った理由

日本国内での歯科技工については歯科技工士法第17条「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。」第18条「歯科技工又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならない。ただし、病院又は診療所の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師直接の指示に基づいて行う場合は、この限りではない。」という制度があります。これによって国民の安全が守られており、無資格者による歯科技工には罰則規定があり、厳しい歯科技工士制度があります。ところが、海外委託の場合、国の方針は平成17年通達で明らかにされており、いったん海外委託に技工が移った場合はまったく規定が無く、どんな場所でどんな人が作っているのか自由です。国は関知しません。国外と国内で同じ患者さんに使う物なのにもかかわらず取扱がちがう。果たしてこれだけいいのかという疑問がわいて来ます。この問題を誰に相談しても、日本では法律があるのに海外委託では自由と言うわおかしいと言います。わかりやすい問題です。そこでいろいろ検討した結果、歯科技工の海外委託が合法か違法か、技工士制度の崩壊を防ぐため、歯科技工士有志80名によって制度確認の訴訟に踏み切りました。

訴訟から見てきた国の方針

訴訟によって国の答弁から考えがだんだんわかって来ました。私達は歯科技工法によって海外委託は許されないと考えていました。日本で許されない事が、どうして海外に於いて許される理屈はどこにあるのか、国に問いました。それによると、国の答弁は歯科技工の委託は歯科医師に委ねるといものでした。どこにどのような形で委託しようが歯科医師の裁量権の範囲で、歯科医師が自由に委託先を選べるというのが国の考えである事がわかりました。それに国は箇々の海外委託に関して一切関知しない。歯科医師が安全なところを選んで責任を持ちなさいと云う事であった訳です。

歯科技工士の存在

この考え方を進めていくと結局歯科医師と歯科技工士の関係が疑問になります。海外委託においては無資格者でもいいと認めていることになれば、理屈からいえば国内においても無資格者に頼んでもいいという論議になります。それなら、歯科技工士制度を設けている意味が失われてしまうという疑問が出てきました。海外委託の問題はこのままでは日本の歯科技工士制度は崩壊させてしまう。日本の歯科技工士制度を守るのか守らないのか根本的な問題が見えてきました。

もう少し具体的に考えると歯科医師と歯科技工士の関係をどの

ように考えればいいのかと云うと、もっと歯科技工士の独自性をアップさせて行かなければいけないと思います。歯科医師が委託先を決めればいいという今の国の考え方は技工士が抜けてしまっています。有資格者の技工士でなければ委託できないという立場にせめて理屈の上でも位置づける必要があると思います。

憲法と歯科技工士制度

憲法25条 【生存権、国の社会的使命】1「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」2「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」となっています。よって国民は安全な歯科治療を受ける権利があります。歯科技工士制度は究極的に国民の安全な歯科治療が目的であります。国民に安全な歯科医療を提供するための歯科技工士制度は憲法ともに位置づけられているという考え方が、歯科技工士の側には弱いのではないかと思います。憲法と歯科技工士制度は表裏一体のものであります。ここをしっかりと認識していただきたいと思えます。

海外委託は政策形成訴訟

歯科技工士制度が脅かされている現状を解決するために、なにが必要だろうか、いろいろな方法があります。通常の訴訟は裁判官のやりとりによって問題解決しようとするのですが、海外委託についてはこれとは異なります。つまり、歯科技工士制度のあり方を確認していく、海外委託を止めさせていく、政策として明確にさせていく、これを訴訟によってやっていくという裁判官のやり方であり、この方法を政策形成訴訟といいます。あまり聞いた事がないかも知れませんが、たとえば、ハンセン訴訟、H1V訴訟、大気汚染訴訟、原爆訴訟、などは国の政策にかかわる訴訟です。最終的な解決には立法的な解決、あるいは行政的な解決を目指しています。原告だけを救うのではなく、原告の背後にいる同じ立場の人達全部を救う訴訟です。海外委託問題解決の有益な手段としてこのような訴訟を現在やっているのです。

裁判での努力

裁判の中では裁判官にしっかりと海外委託の問題点を理解してもらうよう努力してきました。その中で違法であるという判断を裁判官にしてもらうのが目的です。裁判官にこの問題を解決しなければいけないという気にさせていかなければなりません。その結果判決という形になるか、和解という形になるか、裁判官がイニシアティブを取ってこの問題を解決に向けての解決の場を形成していただくこの役割を裁判官が果たすよう目指しています。訴訟の中では徹底して国の弁論に反論し、海外委託の実態を示して何が問題なのか示してきました。

